

1999年度日本気象学会総会議案

日本気象学会第30期理事会

1999年4月27日

◎総会定足数に関する定款の改訂

背景

文部省より通知があり、社団法人の設立許可の運用指針の内容に基づき、学会の総会定足数を規定している定款第38条を見直すようにとの指示があった。

その趣旨は、「社団法人の総会に、社員の多数の意思が適正に反映されるように、その成立要件及び議決要件等を定め」、「かりに社員が多数または全国的に散在するなど社員全員が出席しての総会が事実上困難な場合においても、出席できない社員の意思が正当に反映されるような措置をとる必要がある」ということで、会員を集めるに当たり困難な理由があっても例外は認められないとの判断が示されている。

以上の指示を受けて、理事会は、日本気象学会が標記の運用指針に沿って社団法人に相応しい活動するのが適当と判断し、下記の通り定款の改訂を提案する。
改訂の骨子

第38条の「5分の1」を「過半数」に改訂する。これにより、会員の意思がより強く反映されることになるので、「25分の1」に関する規定は削除する。なお、文部省の指導内容および他の社団法人諸学会の定款にもこの規定はない。

現行

第38条 総会は、通常会員現在総数の5分の1以上の出席がなければ成立しない。ただし、総会に出席できない通常会員で、当該議事につき他の出席通常会員に表決を委任した者、および書面によって決議に参加した者は出席とみなす。

前項の場合、委任状および書面によらないで出席する通常会員は、通常会員現在数の25分の1以上でなければならない。

(昭33.10.16 一部改正)

改訂案

第38条 総会は、通常会員現在総数の過半数以上の出席がなければ成立しない。ただし、総会に出席できない通常会員で、当該議事につき他の出席通常会員に表決を委任した者および書面によって決議に参加した者は出席とみなす。

(平11.4.27 一部改正)

追伸：

本提案に関連して、廣田勇理事長から「気象学会員諸氏への要望」が「天気」本号P196に掲載されているので、ご覧頂きたい。